



1. 2025年 国際博覧会の大阪への誘致の件・・・・・・・・・・2025 日本万国博覧会誘致委員会事務局

大阪府は、2025年の国際博覧会の開催を目指し、誘致活動を始めており、誘致委員会への入会を募集しております。大阪と並ぶ2025年の他の候補先は、パリ、エカテリンブルグ（ロシア）、バクー（アゼルバイジャン）です。パリは既に5年前に誘致団体を設立しており、2024年のオリンピックとの相乗効果を狙っています。大阪は、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに、万博会場（夢洲（ゆめしま））と総合型リゾートとの一体開発を目指しております。

2025年 国際博覧会を大阪・関西へ



OSAKA-KANSAI/JAPAN EXPO2025



World Expo 2025
Candidate

テーマ：いのち輝く未来社会のデザイン

開催場所：大阪 夢洲（ゆめしま） www.expo2025-osaka-japan.jp EXPO 2025 大阪

2025日本万国博覧会誘致委員会

2025 国際博覧会 (EXPO)を大阪・関西へ

現在、インバウンドの増加などによる関西経済の好調が期待される中、
さらにこの流れを確実なものにするためにも、
大阪・関西発展の起爆剤になる大きな「仕掛け」が必要と考えます。
世界の人々が集い、ともに考え、行動する国際博覧会(万博)は
まさに大阪・関西の魅力やポテンシャルを世界に発信する絶好の機会となります。
2025 国際博覧会開催の誘致実現に向け、ご賛同・ご参加をお願いします。

★どなたでも参加できます。

- ・民間企業、業界団体、個人など、活動にご賛同いただける方であれば、どなたでも参加できます。

★会費は無料です。

- ・寄付金や協賛金等のご協力もいただくと幸いです。

★本委員会の活動等

- ・本誘致委員会の活動は2018年11月(開催地決定予定)までを予定しています。
- ・本委員会の活動報告やイベントの開催案内などをメールマガジン等を通じてご連絡します。
- ・ご賛同いただいた会員の皆様にも、会員拡大の呼びかけやお持ちのリソース等を活用した誘致PRをお願いします。

【開催概要】

- テーマ : いのち輝く未来社会のデザイン
- 会場 : 大阪 夢洲 (ゆめしま)
(市の中心部から湾岸部へ約10km)
- 交通アクセス: 大阪駅から30分
関西国際空港から60分以内
※いずれも車利用
- 開催地決定 : 2018年秋に決定(加盟国の投票)



<誘致委員会への入会方法>

誘致委員会ホームページ ▶ 会員募集 ▶ 会員登録フォーム から登録

<http://www.expo2025-osaka-japan.jp/> EXPO 2025 検索



- 連絡先 〒540-8570 大阪府大阪市中央区大手前2丁目1番22号
2025 日本万国博覧会誘致委員会事務局(大阪府政策企画部万博誘致推進室)
電話: 06-6944-6573 FAX: 06-6944-7442 e-mail: info@expo2025-osaka-japan.jp

中小機構やジェトロ（日本貿易振興機構）など多数の支援機関で組織し、中小企業に海外展開のワンストップ支援サービスを提供している「新輸出大国コンソーシアム」は8月7日、東京都千代田区の手町サンケイプラザで、中堅・中小企業海外展開最新事例セミナー「ヒト・モノ・カネが不足する企業の海外戦略と実行」を開催しました。海外展開をためらう中堅・中小企業に一步を踏み出すヒントを提供しようと、人材や情報が充足していなくても支援を受けて海外に進出している企業紹介と、これらの企業代表者によるパネルディスカッションを実施。定員を大幅に上回る約600人の中小企業経営者らに専門家の活用などを強く促しました＝写真。



新輸出大国コンソーシアムには、今年7月28日時点で1,095の機関が参加し、5,537社を支援しています。冒頭、セミナーの事務局を務めるジェトロの眞銅竜日郎理事が、主催者を代表して挨拶。「コンソーシアムというオールジャパンのプラットフォームは浸透し始めている。（支援を受けて）従業員の少ない企業も海外に挑んでいる」と述べ、スキームの活用を勧めました。基調講演したのは、ジェトロの柴原友範新興国進出支援課課長代理。コンソーシアムの支援案件のうち、戦略上の不足があっても海外に進出している企業のプロジェクトを紹介しました。

ペット用洗浄機を製造しているターレス（東京都新宿区）は、国内の動物病院などに約1,100台の納入実績がある独自のマイクロバブル技術に、野生のスカンクの悪臭被害に遭う飼育犬の洗浄という海外ならではの需要を見だし、北米に輸出しました。洗浄効果はヘアサロンでも評価されていることから、ニューヨークに販売拠点を構える計画です。31カ国で特許を取得済みで、コピー商品による競合リスクを極小化し、世界展開を目指しています。

桜顔酒造（岩手県盛岡市）は、日本食レストランの増加と日本酒の輸出拡大傾向を確認したベトナムに、吟醸酒などの輸出を始めました。ベトナムが親日国で桜の人気も高いことから、桜をモチーフにしたブランド商品や、店員向けに日本酒の知識向上セミナーを提案するなど販路拡大に努めています。上下水道の漏水調査が主力の水道テクニカルサービス（横浜市）は、JICA（国際協力機構）のプロジェクトでベトナムとインドの行政機関に評価されたことを足がかりに、漏水の監視システムと技術研修をパッケージ化。生活インフラ整備が遅れている両国の水道関係機関に提案しています。

ステアリスト（千葉市）は、空調・給排水設備の設計・施工管理などを主力事業としていますが、ベトナム視察で生活排水処理施設の需要をつかみ、ビジネスマッチングイベントで勧誘した浄化槽関係企業5社と「隣接異業種間コラボレーション」を実現しました。同国に合弁会社を設立し、自社だけでは事業化できない浄化槽の製造から販売・設置・維持管理に至るサービスを展開しています。柴原氏はこれらのケースを踏まえ「国内で差別化しにくい製品・サービスでも、社外の人材を活用して海外でチャンスを得る企業もある」と述べ、コンソーシアムの専門家、通訳、現地スタッフの活用など自社の不足を補うさまざまな手段による海外進出を勧めました。

ジェトロ 新興国進出支援課
「新輸出大国コンソーシアム」事務局
URL: <https://www.jetro.go.jp/consortium/>
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル
E-mail: conso-support@jetro.go.jp
サポートホットライン Tel: 0120-95-3375（9時～18時 土日、祝祭日を除く）

環太平洋パートナーシップ(TPP)協定の合意は、
海外展開の大きなチャンスです。

官民の支援機関が
一丸となって海外展開を
お手伝いいたします。

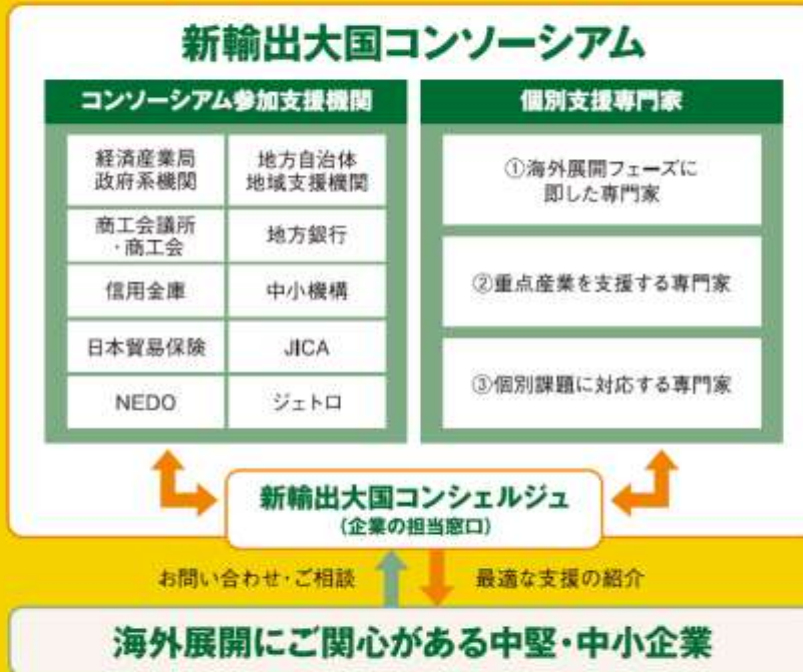
新輸出大国 コンソーシアム

【お問い合わせ】
各支援機関の窓口またはジェトロ
サポートホットライン ☎0120-95-3375
平日 9:00~18:00 24時間受付GO!
www.jetro.go.jp/consortium/

リサイクル適性(A)
この印刷物は、資源の効率的な
リサイクルできます。

新輸出大国コンソーシアムの概要

「新輸出大国コンソーシアム」は、商工会議所、商工会、地方自治体、金融機関、ジェトロなどの支援機関を幅広く結集し、海外展開を図る中堅・中小企業等に対して、総合的な支援を行う枠組みです。



専門家(「新輸出大国コンシェルジュ」)が最適な支援をご提案します

- 企業様ごとに指名された専門家(「新輸出大国コンシェルジュ」)は、企業様からのご質問・ご相談、ご支援依頼にいつでも対応します。また、企業様のご要望や活動状況に合わせて、コンソーシアム内の最適な支援サービスをご紹介します。支援企業と一体となって、海外展開の実現に向けて、お手伝いをいたします。

地域に密着したサポートをご提供します

- 各都道府県のジェトロの貿易情報センター又は自治体等に専門家(「新輸出大国コンシェルジュ」)を配置し、企業様からの相談、支援依頼に対応します。また、地域の支援機関等と連携し、海外展開のお手伝いをいたします。



専門家
(「新輸出大国コンシェルジュ」)

各都道府県の窓口でご連絡をお待ちしています。企業の皆様と一体となって海外展開のお手伝いをいたします。何なりとご相談ください。

年金 ニュース

政府広報 | 厚生労働省
平成29年2月

第2号



新たに年金を受けとれる方が増えます。
年金額を増やすこともできます。

- ✓ 年金を受けとるために必要な納付期間が25年から10年に減りました
- ✓ 60歳から保険料を納めることや、過去5年以内に納め忘れた保険料をさかのぼって納めることで、年金額を増やせます
- ✓ ご自身の年金記録を確認することで、年金を受けとれる場合があります

ご不明な点や年金事務所への相談の予約は「ねんきんダイヤル」へ

0570-05-1165

050で始まる電話でおかけになる場合はTel. 03-6700-1165

資格期間が10年以上となれば 年金を受けとれるようになりました

これまで



平成29年
8月1日から



「資格期間」とは？

- 国民年金の保険料を納めた期間や免除された期間
- サラリーマンの期間（船員保険を含む厚生年金保険や共済組合等の加入期間）
- 年金制度に加入していなくても資格期間に加えることができる期間
（「カラ期間」と呼ばれる合算対象期間）☞3ページをご覧ください

これらの期間を合計したものが「資格期間」です。

資格期間が10年（120月）以上あると、年金を受けとることができます。

注：年金の額は、納付した期間に応じて決まります。

40年間保険料を納付された方は、満額を受けとれます。

（10年間の納付では、受けとる年金額は概ねその4分の1になります）

対象となる方は手続きが必要です。

新たに年金を受けとれるようになる、資格期間が10年以上25年未満の方には、日本年金機構より年金請求書が郵送されます。（以下の時期に送付）

お手元に届きましたら、「**ねんきんダイヤル**」で予約の上、手続きを！

	送付時期 (生年月日により異なります)	年金請求書が送付される方 <small>※年金を受け始める年齢は男女で異なります</small>
①	2月下旬～3月下旬	大正15年4月2日～昭和17年4月1日生まれ
②	3月下旬～4月下旬	昭和17年4月2日～昭和23年4月1日生まれ
③	4月下旬～5月下旬	昭和23年4月2日～昭和26年7月1日生まれ
④	5月下旬～6月下旬	昭和26年7月2日～昭和30年10月1日生まれ【女性】 昭和26年7月2日～昭和30年8月1日生まれ【男性】
⑤*	6月下旬～7月上旬	昭和30年10月2日～昭和32年8月1日生まれ【女性】 大正15年4月1日以前生まれ

*国共済、地共済及び私学共済に加入した期間がある方は、生年月日に関係なく、⑤の時期にお送りします。

資格期間が10年未満の方へも、年内をめどにお知らせの送付を開始します。

年金制度に加入していなくても 資格期間に加えることができる期間があります



過去に年金制度に加入していなかった、サラリーマンの配偶者だった期間なども、資格期間にカウントできる場合があります。

合算対象期間（「カラ期間」といいます）

合算対象期間（カラ期間）は、過去に国民年金に任意加入していなかった場合などでも、年金受け取りに必要な資格期間に含むことができる期間です。（ただし、年金額の算定には反映されません）

具体的には ①昭和61年3月以前に、サラリーマンの配偶者だった期間、②平成3年3月以前に、学生だった期間、③海外に住んでいた期間、④脱退手当金の支給対象となった期間 などが合算対象期間（カラ期間）となり、これを「資格期間」にカウントすると、年金が受給できる可能性があります。詳しくは、年金事務所へご相談ください。

ご自身の年金記録を確認することで 年金を受けとれる場合があります

持ち主のわからない年金記録（いわゆる「未統合記録」）につきましては、これまで「ねんきん特別便」や「ねんきん定期便」などにより、年金記録のご確認をお願いしてまいりました。

しかし、持ち主が確認できない記録が、今なお約2000万件残っています。この中にご自身の記録があった場合は年金を受けとれることがあります。

特に、①旧姓の方や読み間違えやすいお名前の方、②本来とは異なる生年月日やお名前で届出された可能性がある方は、年金事務所へご相談ください。皆さまの年金記録をもう一度確認します。

➤ 年金記録は、「ねんきんネット」で簡単に確認することができます。



ねんきんネット

検索



←スマホでアクセス

お問い合わせは「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル」へ



0570-058-555

050から始まる番号で
おかけになる場合は
03-6700-1144

受付時間

月～金曜日：午前9時～午後7時まで
第2土曜日：午前9時～午後5時まで
祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

不審な電話や訪問があった場合は

日本年金機構や年金事務所の職員と称して、現金を詐取したり、銀行口座番号を聞くなどの、不審な電話や訪問にご注意ください。

「怪しいな？」と感じたら、口座番号や個人情報と話したり、現金を支払ったり、振り込みをせずに、お近くの年金事務所または警察へお問い合わせください。

▶本ニュースに関するご照会・ご意見等は、全中貿事務局（大洋株式会社内）鹿内 までお願いします。
全中貿事務局 TEL/ 06-6443-5810 E-MAIL / zenchubo.jimukyoku@jafta.jp